

小笠原国立公園の公園計画の変更（一部変更）の概要

1. 背景

小笠原諸島は、東京湾からおよそ1,000km南方の北西太平洋上に位置し、父島、母島、聳島の3列島からなる小笠原群島、硫黄列島（火山列島）及び周辺孤立島で構成されています。どの島も成立以来大陸と陸続きにならなかったことがない海洋島であり、独自の進化を遂げた多くの固有種からなる独特の生態系が見られます。その自然景観は、亜熱帯性の海洋島の島しょ景観の特徴を示す独特のものであり、発達した海食崖や屹立した岩礁、狭隘な海峡、多島海など変化に富んだダイナミックな島しょ景観を有するとともに、サンゴ群集や熱帯魚、アオウミガメ、鯨類などからなる多彩な海中景観も大きな特徴となっています。

近年、小笠原国立公園においては、海域のホエールウォッチングなどと並んで、世界自然遺産の遺産価値にもなっている陸産貝類や固有の植生、島しょならではの景観などを見ることが出来る陸域のガイドツアーの利用者も多くいます。ガイドツアーには、林野庁の指定する森林生態系保護地域保存地区に位置する「指定ルート」を含む登山道が利用され、その利用にあたっては講習や特別な許可を受けた者の同行が必要となっています。利用者が安全にガイドツアーを楽しみ、且つ周辺の自然環境を保全するためには、これらの登山道を公園計画に位置付けた上で、利用の実態を踏まえた整備・維持管理を適切に行う必要があります。

また、令和元年11月、東京都が「小笠原諸島振興開発特別措置法」（昭和44年法律第79号）に基づき、小笠原諸島の振興開発の方向性を示す「小笠原諸島振興開発計画」を策定しました。この計画では、平成28年に、「エコツーリズム推進法」（平成19年法律第105号）に基づき小笠原エコツーリズム協議会が策定し、環境大臣の認定を受けた「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」に基づき、自然の保護と利用の推進、自然ガイドの養成を推進するとともに、観光資源の開発と観光振興における今後5年間の取組として「小笠原村が実施する遊歩道設置等の観光施設整備事業を引き続き支援して、観光資源の開発を進めていく」こととされています。

以上のことから、各島における歩道を追加又は変更するものです。

2. 変更案のポイント

保護規制計画については現行のとおりとします。利用施設計画については、「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」に基づき、遊歩道設置等の観光施設整備事業を引き続き支援して、観光資源の開発を進めていくため、道路（歩道）について、必要な追加又は変更を行います。

3. 変更案の詳細

○利用施設計画

・道路（歩道）

追加：聳島線、夜明平線、夜明山線、傘山線、東平線、つつじ山線、南島線、長浜線、桑ノ木山線、西浦線、裏南京線、南寄芝原線（計12路線）

変更：初寝浦線、つつじ山南麓線（計2路線）

小笠原国立公園

小笠原群島

聳島列島

一部変更内容

道路（歩道）
新規：12 路線
変更：2 路線

父島列島

母島列島

小笠原国立公園

